

家具固定器具・感震ブレーカーの

購入費用等を補助します！

なぜ今、家具固定・感震ブレーカーが必要？それはあなたの命を守るため

阪神・淡路大震災、 能登半島地震の「圧死」

阪神・淡路大震災では犠牲者の8割以上が家具等の下敷きによる圧死でした。



能登半島地震においても犠牲者の約6割が圧死と窒息死でした。



南海トラフ地震では 火災が死因の5割

大阪府の被害想定(R7.3公表)では死者の約半数が火災によるものと公表されています。



大地震が起きた時、圧死や火災により多くの命が奪われています。家具をしっかり固定して、転倒や落下を防ぐ。感震ブレーカーを設置して、電気火災を防ぐ。簡単な対策ひとつで、あなたと大切な人の命を守る強さが手に入ります。「自分のところは大丈夫」と後回しにしがちな対策ですが、今なら市が費用の一部をサポートします！

制度概要

家具固定器具及び感震ブレーカーを購入して設置した方に補助金を交付します。

対象者

枚方市に在住されている方
※1世帯1回限り

申請期間

令和8年9月1日～令和9年3月31日
※令和8年4月1日以降に購入したものが対象となります

申請方法

申込フォームからの電子申請、持参、郵送、FAX
※できるだけ便利で手軽な電子申請をご利用ください。

▼電子申請はこちらから▼



補助内容

購入費用の2分の1に相当する額 補助上限額: **5,000 円**

※補助対象品目については裏面をご覧ください。

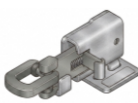


詳細な条件・補助内容など
詳しくは市ホームページをご覧ください。

避難行動要支援者世帯(※)を対象に設置費用の補助も行っています。詳細は市ホームページをご覧ください。※枚方市の避難行動要支援者名簿に登録されている方(介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、特定医療費受給者証(難病)などをお持ちの方)がいる世帯

補助対象品目

●家具固定器具(例)

つっぱり棒 (家具転倒防止用)	粘着シート 粘着マット	ベルトストッパー	L字金具 転倒防止金具	開放防止具	飛散防止フィルム
					
家具の上部と天井の間に設置し、突っ張ることで家具の転倒を防ぎます。	家具の下に敷くことで、揺れによるズレや転倒を防ぎます。倒や扉の開放を防ぎます。	壁や床にベルトで固定し、転倒や扉の開放を防ぎます。	家具と壁を金属製の金具でビス留めし、確実に固定できます。	地震の揺れで家具の扉や引き出しが開くのを防ぎ、収納物の飛び出しを防ぎます。	地震などでガラスが割れた際、破片が飛び散るのを防ぎます。

●感震ブレーカー(例)

※枚方市では認証マークの表記がある商品の購入を推奨しています

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)
※電気工事が必要 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感じ、ブレーカーを切って電気を遮断します。 	※電気工事が必要 分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感じ、ブレーカーを切って電気を遮断します。 ※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能 
コンセントタイプ	簡易タイプ
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じ、コンセントから電気を遮断します。 (埋込型) 壁面などに取り付けて使うもの ※電気工事が必要 (タイプ型) 既存のコンセントに差し込んで使うもの ※電気工事が不要  	※ホームセンターや家電量販店で購入可能(電気工事不要) ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。  おもり玉式  パネ式

内閣府、消防庁、経済産業省チラシを加工して作成

種類	備考	認証マーク
分電盤タイプ	一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWD0007付2)の規定に定める構造及び機能を有するもの	
コンセントタイプ	一般社団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの	
簡易タイプ		

補助金交付までの流れ

①購入

購入後、市内の自宅に設置してください。

②申請

申込フォーム等から申請してください。

③審査・決定通知

本市による審査の後、申請(②)から90日以内に補助金の交付決定を通知します。

④補助金の振込み

指定の口座へお振込みします。

申請時お手元にご用意ください。

- ・購入時の領収書又はレシート
- ・設置した写真(スマホで撮影可)
- ・振込先のわかるもの

■申請は1世帯1回限りです。

■受付は先着順で予算上限額に到達次第終了します。

■ポイントやクーポン等の割引がある場合は割引後の額が対象となります。

■中古品または個人間の売買(フリーマーケット、インターネットオークションなど)により購入した場合は補助対象外となります。

■補助申請には購入品名等が分かるレシートまたは領収書、設置後の写真等が必要になります。

■設置費用補助の対象世帯のうち、器具の設置を依頼する場合はご自身で工務店等に依頼してください。本市で業者の紹介等はいりません。